

## 令和2年度「とやまの子どもネット対策フォローアップ事業」実施要項

### 1 趣 旨

近年、スマートフォン等の普及により、インターネット（以下「ネット」という。）への依存による生活習慣の乱れやネットを介したいじめ、性犯罪被害に遭う事案等のネットトラブルが増加している。そこで、小・中学校の児童生徒が自らネットの問題を探り、自分たちでネット利用のルールを考える取組み（以下「学校ネットルールづくり」という。）を通して、ネットトラブルの防止を図る。

### 2 実施対象

学校ネットルールづくりや、学校ネットルールの見直しに向けた事業を実施する市町村および地区教育センター協議会等の教育団体。

### 3 実施期間

令和2年4月13日から令和3年2月25日までの間で、市町村が学校や地域の実情に応じ事業を実施する日（回数は1日間を2回程度まで）とする。

### 4 実施内容等

市町村は、次の各号に定める事業のいずれかを実施するものとする。ただし、「学校ネットルールづくり」に向けたものであれば、学校や地域の実情に応じた事業を実施できるものとする。

#### (1) 学校ネットルールづくり講習会の開催

- ・ 大学教員等が、各学校の「学校ネットルールづくり」担当教員に指導方法について講習や助言を行う。

#### (2) モデル校での「学校ネットルールづくり」の取組み

- ・ 市町村におけるモデル校が「学校ネットルールづくり」や「学校ネットルール」の見直しに取り組む。

### 5 予 算

県は、事業に要する経費の3分の1以内を補助する。ただし、補助額の上限は75千円とする。